

虐待防止に関する指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、「児童虐待の防止に関する法律」（平成12年法律第82号）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護に関する支援等に係る法律」（平成17年法律124号）、障害者虐待の防止、障害者の養護に関する支援等に関する法律」（平成23年法律79号）に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- 1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- 2) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- 3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会の虐待防止責任者は管理者とし、顧問として人権保障・権利擁護（虐待防止）に関する専門家を配置します。委員会は、年に1回以上開催する。委員会では以下の事を協議します。委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合もあります。

- 1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- 4) 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 5) 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回実施します。
- 2) 研修内容は、利用者の個人の尊厳及び基本的人権の尊重を踏まえ、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4. 虐待発生時の対応に関する基本方針並びに虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 1) 業務上高齢者虐待を発見した場合には、高齢者虐待防止法に則り、速やかに行政窓口
に報告いたします。当該事業所および利用者の家族の場合においても同様です。
- 2) 当該事業所従業員による利用者への虐待等の可能性が考えられる場合には、当人に事
実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- 3) 事実確認の結果、虐待行為が判明した場合には、高齢者虐待防止法および就業規則等
に則り必要な措置を講じます。
- 4) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案

が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知徹底します。

5) 困難事例等については、顧問に相談しアドバイスを得ます。

5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

7. その他虐待防止の推進のために必要な事項

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、顧問による研修・指導を求め、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう研鑽を図ります。